

第5章

計画の推進

1. 計画の周知

この地域福祉計画・地域福祉活動計画について、住民、地域団体、関係機関、社会福祉協議会、市などの共通の指針として浸透を図るため、市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページなどへ掲載するほか、誰でも閲覧できるよう、市役所本庁舎、二丈支所、志摩支所、健康福祉センター、公民館などに配置します。

また、概要版を作成し、全戸配布を行うとともに、出前講座やワークショップなどを通じて周知、啓発に努めます。

2. 計画の進行管理

本計画に基づいた実施計画をたて、全庁・社会福祉協議会に対して毎年度の進捗状況を確認するとともに、計画の円滑な実施を推進するため、「糸島市地域福祉計画等推進委員会（仮称）」を設置し、幅広い視点で進行管理及び評価を行います。

また、新規の計画であるため、国県の動向や社会状況の変化などの関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

- ①全庁・社会福祉協議会に対して毎年度の計画の進捗状況について確認します。
- ②「糸島市地域福祉計画等推進委員会（仮称）」を設置します。
- ③各校区ワークショップの開催など、市民意見を集約する機会を設けます。
- ④平成28年度に計画に関するアンケートを実施します。
- ⑤市民満足度調査等で地域福祉に関する住民のニーズを把握します。

3. 計画の進捗状況の公表

計画の進捗状況や評価・検証した結果については、市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページなどへ掲載します。